



平成 30 年 2 月 15 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 ト ラ イ ア イ ズ
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 池 田 均
(コード 4840 JASDAQ グロース)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 小 出 美 紀
電 話 0 3 (3 2 2 1) 0 2 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 3 月 23 日開催予定の当社第 23 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成 30 年 3 月 23 日開催予定の当社第 23 回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、監査役の責任免除に関する規定の削除に伴い、経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 29 条第 2 項を変更案第 30 条第 2 項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 取締役会の機動的な開催のため、取締役の全員が同意した場合には取締役会の招集手続を省略することができることを変更案第 25 条第 2 項のとおり明示するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成30年 3 月 23 日 (金)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成30年 3 月 23 日 (金)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 1 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 4 条～第 1 9 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 2 1 条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役の選任については、累積投票によらない。 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 1 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 4 条～第 1 9 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、<u>4</u>名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 2 1 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び監査役</u>に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="188 152 603 185">第26条～第27条 (条文省略)</p> <p data-bbox="204 248 411 282">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="188 297 802 454">第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="204 593 440 627">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="188 642 802 947">第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p data-bbox="260 965 802 1368">2. 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。</p> <p data-bbox="320 1429 671 1462">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p data-bbox="204 1512 387 1545"><u>(監査役の員数)</u></p> <p data-bbox="188 1561 778 1594">第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p data-bbox="204 1644 387 1677"><u>(監査役の選任)</u></p> <p data-bbox="188 1693 802 1906">第31条 <u>監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p data-bbox="831 152 1273 185">第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="847 248 1054 282">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="831 297 1445 544">第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="847 593 1083 627">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="831 642 1142 676">第30条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="903 965 1445 1368">2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。</p> <p data-bbox="1086 1429 1190 1462">(削 除)</p> <p data-bbox="1086 1512 1190 1545">(削 除)</p> <p data-bbox="1086 1644 1190 1677">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 3 1 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 1 週間前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 3 2 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 3 3 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 3 8 条～第 3 9 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 4 0 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 4 1 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 4 条～第 3 5 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 3 6 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 3 7 条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 4 2 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 4 3 条 当社は株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)をすることができる。</p> <p>第 4 4 条～第 4 5 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 3 8 条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 3 9 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)をすることができる。</p> <p>第 4 0 条～第 4 1 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、取締役会の決議によって、第23 <u>回定時株主総会終結前の行為に関する監</u> <u>査役(監査役であった者を含む)の会社法</u> <u>第423条第1項の賠償責任について法令に</u> <u>定める要件に該当する場合には、賠償責任</u> <u>額から法令に定める最低責任限度額を控</u> <u>除して得た額を限度として免除すること</u> <u>ができる。</u></p>